

告示分析法等改正戦略会議専門委員会入会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、告示分析法等改正戦略会議運営規程（以下、「運営規程」という。）第8条第1項の規定に基づき、入会に関する事項を定めることを目的とする。

(入会申込及び会員種類変更届)

第2条 専門委員会等に入会しようとするものは、入会申込書(様式1)を告示分析法等改正戦略会議（以下、「戦略会議」という。）に届出なければならない。

(入会申込書)

第3条 戦略会議専門委員会正会員は、様式1に定める入会申込書を提出するものとする。
2 運営規程第7条に定める戦略会議専門委員会準会員に該当する者は、様式1に定める入会申込書を提出するものとする。

(入会審査)

第4条 戦略会議は、入会申込書を受理した場合、速やかに審査する。
2 戦略会議は、提出された入会申込書及び添付書類を審査し、運営規程第7条を満足することを確認する。
3 戦略会議は、審議結果を踏まえ、申請者の入会の是非を決定する。

(会員証の発行)

第5条 戦略会議は、前条第3項の規定に基づき入会を認めた会員に対して会員証を交付する。

附 則

1 本細則は、2025年●月●日から適用する。

(様式1)

年 月 日

告示分析法等改正戦略会議専門委員会入会申込書

告示分析法等改正戦略会議 殿

法人・団体又は個人の名称 ()

(一社) 日本環境測定分析協会の会員種類

正会員

賛助会員

(一社) 日本環境測定分析協会の会員番号

()

連絡先

法人・団体の場合は連絡担当者氏名 ()

住 所 ()

電 話 ()

F A X ()

e-mail アドレス ()

告示分析法等改正戦略会議運営規程第8条の規定に基づき、下記のとおり入会したいので、告示分析法等改正戦略会議専門委員会入会に関する細則第3条に基づき申し込みます。

記

1) 入会を希望する専門委員会の名称

〇〇〇〇 専門委員会

2) 告示分析法等改正戦略会議専門委員会の会員の種類

告示分析法等改正戦略会議専門委員会正会員

告示分析法等改正戦略会議専門委員会準会員

(注) 「(一社) 日本環境測定分析協会の会員の種類」及び「告示分析法等改正戦略会議専門委員会の会員の種類」については、該当するものに○印をつけて下さい。